

● 6月議会は7月3日に終了し、党府議団は5日「6月定例会を終えて」を発表しました。

また、3日の最終本会議では、加味根史朗議員が意見書討論に、光永敦彦議員が議案討論に立ちました。

六月定例議会を終えて

2007年7月5日

日本共産党京都府会議員団 団長 新井 進

6月19日から7月3日までの会期で行われた六月定例議会が閉会した。今議会には一般会計補正予算他十三件及び、追加議案として人事案件二件が提案された。わが党議員団は「職員の退職手当に関する条例改正案」、「財産条例改正案」、「警察本部組織条例改正案」の三件に反対し、人事委員会、収用委員会委員の再任を含め他の議案には賛成した。

今議会は、いっせい地方選挙後初めての議会であり、府民生活がいっそう厳しくなる中、わが党議員団は府民のいのちと暮らしを守る立場から、かかげた公約実現に全力をあげ、格差是正や負担増、憲法と教育問題など積極的に論戦をおこなった。

1、定率減税の全廃による住民税増税など1兆7千億円もの新たな負担増に対し、区役所に連日多くの住民が押し寄せている。わが党議員団は、この負担増の中止を求めるとともに、川崎市の例をあげ、一定以下の収入の方に、市町村と協議し府民税・市町村民税の減免制度の実施を求めた。また、国民健康保険について、保険証取り上げを行わないよう、市町村に「通知」を出すことなど、府民生活を守る立場から提案した。

知事は、保険証取り上げの実態について「今年度は、市町村における運用状況について、個別に点検確認を行なう」と延べ、さらに厚生常任委員会で、保健福祉部長から、「一律の取り上げ等の事態が起らないように実態把握と助言をする」との表明があった。今後、生活困窮者や子育て世帯からの保険証の取り上げを許さない取り組みにとって、重要な前進である。

また、ようやく実施された派遣労働の実態調査にとどまらず、ネットカフェ難民など雇用をめぐる新たな深刻な事態を示し、いっそうの実態把握を求めたところ、ネットカフェを利用する青年の実態を調査の実施を表明した。今後、いっそうの雇用対策の充実を求めるものである。

一方、介護ベッドなど福祉用具の取り上げについて、昨年三月には府内で6763人の介護ベッドの貸与者がおられたにもかかわらず、制度改悪により同十月には165人と激減していること、関係者の要望で四月から一定の見直しがされたがきわめて不十分なこと等を指摘し、国への改善と府独自の支援策を求めた。しかし、理事者は「今回の制度改正により、福祉用具の必要な方に対しては、対応できるしくみとなった」と実態とかけはなれた答弁に終始した。

また、療養病床廃止・削減や後期高齢者医療制度問題などについて、知事も「必要な医療・介護サービスを利用できない状況が生じることがあっては、これは私もおかしいと思う」「多くの医療機関が今後の見通しを立てられない状況にいまある。」と答弁した。ところが、府独自の改善策等については言及せず、あくまで「安定的で持続可能な医療制度の構築」を求めていくという制度論にもとづく答弁であり、府民目線でないことが明らかとなった。

2、乙訓・府営水道について、基本水量の押し付けで、市民が使ってもいない4万6000m³分の基本料金約15億円を支払わなければならない、関係市町の住民と自治体財政に大きな負担を強いていることが大問題となっている。わが党議員団は、知事に対し、府営水道条例に基づき、当該市町と協議し「基本水量」を決定し通知することとなっているにもかかわらず、「協定」を絶対として、大山崎町の条例にもとづく水量申請の受け取りを拒否している問題を追及した。そうした中、知事は、「協議を行うことが必要」と認めざるをえなくなった。

しかし一方、知事は「大山崎町が…一方的で郵送で送付」「話し合いに参加を拒否」していると答弁するなど、大山崎町が直接、水量申請書類を提出するため京都府に足を運んだ事実を覆い隠し、さらに話し合いに参加する意思を表明しているにもかかわらず、その事実を捻じ曲げて答弁を行ったことは許されるものではない。

この府営水道問題の解決は、代表質問でも強調したとおり、「住民の暮らしを守る立場から考える」ことが第一であり、安定的な給水とともに、その料金が住民に過大な負担とならないようにすることである。すでに全国的にも過大な水需要予測や、住民の節水意識の向上、企業の経費節減など状況の変化にともなう、基本水量の見直しが行われていることに、本府も見習うべきである。

3、これまでの論戦と府民の運動により、府民要求が今議会でも前進した。

今議会で成立した「京都府鴨川条例」は、わが党が長年、条例の制定や保全ゾーンの設定など繰り返し求めてきたもので、今後、実効ある条例とするため、府民意見の聴取の積極的な取り組みを求めるとともに、京都市への積極的な働きかけを求めた。

また、京都府道路交通規則の見直しにより、駐車禁止除外規定について、身体に障害のある方の対象が広がるとともに、身体障害者等の移動専用車も除外されることとなった。これは、昨年6月1日から施行された「改正・道路交通法」のもと、障害のある方や事業者などからの要望にもとづき、わが党が求めてきたものである。今後、さらなる改善を求めるものである。

さらに、これまでわが党が再三にわたり求めてきた宇治市など山城地域の東南海・南海地震防災対策推進地域の追加指定を、国に求めることを表明した。これまで、知事は「国が震度6弱以上が予想される地点等を基準に推進地域の指定をしたもの」で「他の市町村からは地域指定の要望もなかった」と述べていたが、その態度を変えざるを得なくなった。今後、本格的な防災対策のいっそうの推進を求めるものである。

また、向日が丘養護学校の保護者から強い要望のあった通学タクシーの増車について、ようやく7月から一台増車されたことも、関係者に喜ばれている。

4、京都市・乙訓地域の、府立高校通学圏に関する「懇談会」が、わずか一ヶ月半の審議により「現行の四通学圏を二通学圏に統合し、総合選抜は残す」などとしたまとめを府教育長に提出した。わが党は、3年前に導入された山城通学圏での通学圏の広域化と単独選抜制実施により、他の通学圏と比べ、学校間格差が広がっている実態を示し、その認識を問うとともに、京都市・乙訓通学圏の再編については、広範な府民的議論を行うことを求めた。

また、全国いっせい学力テストについて、八幡市教育委員会が得点アップに向けた取り組み計画の提出を全小中学校に求めたことを指摘し、点数至上主義競争に追い込んでいると追及した。その後、NHKテレビで、八幡市のこの問題について、文部科学省ですら「適切でない」と述べざるを得なかったことを放映した。今後、実態をさらに調査し、子どもたちと学校に競争と差別をもたらす全国いっせい学力テストの中止を求め、関係者のみなさんと力を合わせ取り組むものである。

また、日本青年会議所が作成した「誇り」と題する日本の侵略戦争を肯定・美化する「靖国DVD」の学校現場への持込に対し、わが党議員団は府教育委員会に、その中止を求めた。ところがその際、理事者は「いろんな考え方がある」と述べたが、こうした侵略戦争を肯定する教材の教育現場への持ち込みを認めることは重大な誤りである。

全国から批判を受けた日本青年会議所は、文部科学省の研究委託事業の契約を辞退した。今後、“靖国”派の動きをあらゆる面で許さないたたかいをさらに強めていくものである。

5、憲法問題では、安倍首相が現憲法下で集団的自衛権の行使について、解釈改憲をさらに拡大しようとし

ているもとで、知事に対し、「自衛権発動の3原則」（①わが国に対する急迫不正の侵害があること②これを排除するために他の適当な手段がないこと③必要最小限度の実力行使にとどまるべき）に照らし許されるかどうかについて認識を問うた。しかし知事は、「国民の疑念が生じないように議論を尽くしていただきたい」とする従来の答弁を繰り返し、まともに応えようとしなかった。

- 6、成立した「京都府子育て支援条例」について、わが党議員団は、子育て支援策を本格的に取り組むことを目的としたもので、賛成した。この間、より良い条例となるよう子育て支援団体と懇談を行い、①保護者等に子育ての第一義責任を強調するあまり、保護者を追い込むことがないようにし、子育て支援策は社会全体で行うこと、②「家族の絆」など特定の考えを押し付けることのないようにすること、③府が行う「教育・啓発」とは、あくまで環境整備であり、内心の自由を侵すものとならないようにすること、の問題点を指摘した。

また、職員の退職手当に関する条例改正については、教員の短期講師などに明らかに不利となること、財産条例改正については、府民共有の財産を民間の営利活動に活用する道を開くものとなること、警察本部組織条例改正については、宅建業者など民間企業に密告を強要し、警察の捜査権限を大幅に拡大するもので反対した。

- 7、京都府医師会から提出された国民皆保険制度の堅持を求める請願にもとづく意見書が採択された。これは、国による低医療費政策に対する危機感を反映したものである。引き続き「いつでも、だれでも、どこでも」安心してかかれる医療制度を堅持するため力をつくすものである。

一方、36件の請願にもとづく「自衛隊による国民監視の中止を求める意見書」について、民主党を含む与党派は反対した。東京で行われた「自衛隊の国民監視抗議集会」に民主党議員が出席し、「戦前のような状況になっていくのではないかと強く心配している」「抗議をしたい」と発言したにもかかわらず、こうした態度をとったことは重大である。また、わが党議員団が提案した「消えた年金」に関する意見書案、住民税の大増税に関する意見書案、後期高齢者医療制度の改善を求める意見書、療養型病床群の削減・廃止計画の中止を求める意見書案、日・豪経済連携協定交渉に関する意見書案など、府民の切実な要求にもとづくものに、反対理由も述べずわが党以外のすべての議員が反対したことは、府民的に見て全く道理がないものである。

- 8、衆議院議員中川泰宏氏の南丹市八木町の自宅敷地の複数の建物をめぐり、違法・脱法まがいの行為が明らかとなった。わが党は現地調査をもとに、長年にわたる不動産取得税、固定資産税未払い、建築確認未申請問題など、各所管委員会でそれぞれ追及した。また、河川の不法占有の実態も告発し、厳格な対応を求めた。さらに代表質問では、府労委が断罪した中川氏が会長のJA京都における不当労働行為についても追及した。

中川氏は、八木町会議員、八木町長を歴任し、現在衆議院議員、JA京都中央会会長等の公人として責任が問われるとともに、自由民主党衆院選挙区第4支部長として自由民主党の責任も問われている。引き続き全容解明と厳しい対応を求めるものである。

- 9、これまでから取り組んできた議会改革について、今議会から議会運営委員会で二つの小委員会を設け、論議・具体化をすすめることとなった。わが党議員団は、政務調査費、費用弁償の問題、海外視察や特別委員会のあり方、委員会傍聴など、府民の目線にたった改革のため引き続き力を尽くすとともに、府民の暮らしを守る議会・議員活動の一層の強化のため奮闘するものである。

いよいよ参議院選挙本番である。久間防衛大臣が三日、原爆投下は「しょうがない」とする発言により辞任したが、年金問題、政治とカネの問題、憲法と平和の問題で、安倍内閣のひどさは際立っており、国民の大きな批判が渦巻いている。わが党議員団は、政治不信の払拭、貧困打開、格差是正、民主主義と憲法9条を守るため、全力をあげるものである。

以上

2007 年 6 月議会 意見書討論 加味根史朗議員 2007 年 7 月 3 日

日本共産党のかみね史朗です。議員団を代表して、ただいま議題になっています 14 件の意見書案のうち、自民・公明提案の年金問題に関する国民の不安の早期解消を求める意見書案、自民・民主・公明提案の地方の道路整備の安定的財源確保に関する意見書案の 2 件に反対し、その他 12 件の意見書案に賛成する討論を行います。

まず最初に「消えた年金」に関する意見書案についてです。この問題は、国のずさんな管理によって国民がうけとる年金の減額や年金受給権が消滅しかねないものであり、公的年金に対する国民の信頼を根底から揺るがす深刻な問題であります。今日まで放置してきた歴代の社会保険庁長官、厚生労働大臣、政府の責任は、きわめて重大であり、自らの過失と責任を認めて謝罪するとともに、国民すべての年金受給権を守るためにあらゆる手段をつくすべきであります。

この問題の解決のためには、わが党の意見書案で提案しているとおり、すべての受給者、加入者に加齢履歴をただちに送付し、国民の不安に応えること。年金記録について、すべての手書き記録やマイクロフィルムの記録と突き合わせ、1 年以内に誤りを修正すること。本人による合理性のある申し立てや同僚による証言等を尊重して年金を支給することなどを、ただちに実施すべきであります。

同時に許せないのは、自民党と公明党が社会保険庁の廃止・解体法を強行したことです。この法律は、社会保険庁を 3 年後に廃止・解体し、日本年金機構など民間に年金や社会保険業務をゆだね、国の責任を完全に投げ捨てるものであります。この暴挙を撤回し、国の責任で年金問題の解決にあたるよう強く求めるものであります。

社会保険庁の改革で国民が求めてきたのは、莫大な年金保険料の流用と無駄遣いをやめることや、天下りの禁止などの抜本改革であります。とりわけ、年金福祉施設 265カ所に 1兆5697億円、グリーンピア 13カ所に 3798億円など、年金給付以外に使われてきた 5兆6千億円のむだづかいをたださなければなりません。今回の社会保険庁の廃止・解体は、年金保険料の流用を野放しにするものであり、この点でも許すことはできません。わが党提案の意見書案は、この点を明確にしておき、議員のみなさんの賛同をお願いいたします。

民主提案の意見書案は、社会保険庁の廃止・解体の問題について触れていないのは不十分だと考えますが、宙に浮いた年金問題の解決策については、わが党とほぼ同趣旨であり、賛成するものです。

自民・公明提案の意見書案は、政府の進める措置を事実上追認し、国民の受給権を守るための具体策がまったく示されないものであり、とうてい府民の納得を得られるものではありません。よって、賛成することが出来ません。

次に、年金問題とともに、住民税の大増税に関する意見書案についてであります。今回の定率減税廃止による住民税増税は、1.7兆円にものぼる大規模なものであり、ほとんどの人が 2 倍になり、高齢者は年金課税の強化が加わって 3 倍から 4 倍になる人もでています。こういうなかで、「収入は増えていないのに間違いではないか」「年金生活者に死ねと言うことか」など怒りと抗議の声が殺到しています。

京都市では 6 月 11 日から 15 日までの 5 日間だけで、約 6100 件の問い合わせが区役所に殺到しました。昨年も、4 万人の市民が詰めかけましたが、今回は昨年の 5 日間の問い合わせ件数とほぼ同数となっており、最終的に昨年並みの相談数となるのは必至です。京都市に次いで多い舞鶴市では、7 日から 26 日までに住民税で 1000 件、11 日からの国保料で 600 件の問い合わせがあり、住民税については昨年よりも 100 件の増加となっています。

国民にはこのように大増税を押し付ける一方で、大企業や大資産家に対しては、減価償却の見直しと証券優遇税制の延長で新たに 1.7 兆円の減税がおこなわれるのであります。不公平きわまりないではありませんか。さすがにテレビのニュース番組や週刊誌などでも、「利益を増やしている大企業の減税が見直されないのはおかしい」と批判の声が広がっているのであります。

空前の利益をあげている大企業や大資産家に応分の負担を求めれば、増税をおこなう必要はありません。住民税の増税を中止し、すでに実施された増税分については、「戻し税」方式で国民に返すべきであります。わが党提案の意見書案に賛同を求めるものであります。

次に、国民皆保険など医療制度にかかわる意見書案についてであります。保険証があれば「誰でも、いつでも、どこでも」安心して適切な医療がうけられることは、府民にとって必要・不可欠な条件であ

ります。そもそも憲法に明記されているように国民の生存権を保障し、社会保障を増進する責任は国にあるのであります。

ところが、政府は、医療費抑制を目的とした医療制度改悪をすすめ、高齢者医療の保険料と窓口負担増、長期入院の食費、居住費の全額自己負担化、高額療養費の負担引上げなど、国民に大きな負担増を強いてきました。さらに、国民健康保険証のとりあげ、23万病床もの療養病床の削減、深刻な医師不足の放置、高い保険料と医療水準の引き下げを押し付ける「後期高齢者医療保険制度」の創設等、国民の医療を受ける権利を奪い、国民皆保険制度の根本を次々と破壊してきたのであります。いま、こうした相次ぐ社会保障の切り捨てに国民や高齢者の怒りと不安は頂点に達しています。

こうしたなかで、わが党提案の国民皆保険制度の堅持を求める意見書案は、府民の期待にこたえ、国民の医療を受ける権利を保障するとともに、医師不足の解消、患者負担の軽減など公平・平等な国民皆保険制度を堅持することを求めるものです。後期高齢者医療制度の改善を求める意見書案は、公費負担比率を大幅に引き上げ、高齢者の負担の大幅な軽減と地方公共団体の負担軽減をはかり、保険証の引き上げと短期保険証・資格証明書の発行の強制を行わないことを求めるものです。療養型病床群の削減・廃止計画の中止を求める意見書案は、「医療難民・介護難民」を新たに生み出す、診療報酬の引き下げや療養病床削減・廃止方針の速やかな撤回を求めるものです。みなさんの賛同を求めるものであります。

自民・民主・公明提案の国民皆保険制度に関する意見書案は、国の医療制度改革を当然視し、国民の不安を広げている医療費の負担増や療養病床の削減・廃止などの是正にまったく触れていませんが、「すべての国民が安全で安心のできる医療サービスを受けることができるよう」に求める趣旨であり、賛成いたします。

なお、今議会に提出された京都府医師会の国民皆保険制度の堅持に関する請願は、府民の医療に対する不安を反映し、安心できる医療サービスを求める当然の内容であり、全会一致で採択されました。全会派一致で採択された請願に基づく意見書案は、委員会提出とすべきであります。そうしてこそ、京都府医師会のみなさんの期待にもこたえ、より力を持った意見書案としてアピールできるのではないのでしょうか。この点を指摘しておくものであります。

次に、日・豪経済連携協定いわゆる **EPA** 交渉に関する意見書案についてであります。安倍内閣は本年4月、日・豪 **EPA** 交渉を開始しました。オーストラリア政府は、農産物も含む関税撤廃を強く主張するとみられており、もし関税がゼロになれば、小麦、砂糖、乳製品、牛肉の4品目だけでも7900億円、全国生産額の10%の減産となり、日本農業に大打撃を与えることは必至であります。また、この **EPA** 交渉はアメリカ、カナダなど農産物輸出国からの同様な関税撤廃要求につながり、**WTO** 交渉にも大きな困難をもたらすものであります。日本農業に責任をもたない政府の対応は到底許せません。

国内農業を維持・発展させることは食料の安定供給はもとより、地域経済や国土・環境にとっても重要な役割を持っており、国民の生存基盤に関わる大問題です。安心して再生産できる農政を確立し、自給率の向上、食の安全・安心を確保するためにも、日・豪 **EPA** 交渉は中止すべきであります。わが党提案の意見書案は、この点を明確にしたものであり、みなさんの賛同を求めるものです。

自民党・民主・公明提案の **WTO** 新ラウンドにおける農業交渉及び **EPA**・**FTA** 交渉に関する意見書案は、重要品目の除外を求めているにもかかわらず、国内農業に影響をもたらす恐れがありますが、上限関税の設定は行わないことや、国全体のみならず、地域農業実態に十分配慮することを求めている、賛成いたします。

あわせて、わが党提案の **BSE** 対策の一層の充実を求める意見書案についてです。政府は、都道府県への生後20ヶ月齢以下の全頭検査国庫補助を08年夏までに打ち切る方針を固めました。さらに、日米政府は、米国産牛肉の輸入再開後も、違反事例があつては絶たず、安全性の確保について消費者の理解が得られていないにもかかわらず、水際での全箱確認をやめることで合意しました。

日本国内の **BSE** 対策は、リスクを限りなくゼロにする安全・安心の世界に誇れるシステムをつくってきたのであります。輸入牛肉にも日本国内と同等の措置が必要であり、アメリカの圧力で国内の **BSE** 対策が後退することがあっては決してなりません。

府民の安心安全をまもるために、全頭検査体制を維持するための検査費用について補助制度を継続すること。特定危険部位や衛生証明書記載外部部位の混入がないよう、輸入時の全箱確認を継続すること。米国が **BSE** 対策について、わが国と同一基準による安全措置が確立されるよう要求することを国に強

く求めるべきであります。わが党提案の意見書案に賛同をお願いいたします。

次に、道路整備に関する意見書案についてであります。道路は、住民の生活や経済・社会活動を支える重要な社会基盤であります。とりわけ生活関連道路は、過疎地や中山間地域を含めて緊急医療や福祉施策を支えており、暮らしを守り、地域の振興をはかるために、その整備は必要不可欠であります。

しかし、京都府が管理する道路の改良率は、平成17年4月1日現在で国道が84.1%、主要地方道59.3%、一般府道43.1%にとどまっています。府域の生活道路整備は十分といえません。

ところが、国の道路行政は、道路特定財源方式により、国・地方あわせて5兆円をこえる税金が高速道路優先で使われており、生活道路を後回しにする仕組みとなっています。また、この道路特定財源方式が、ムダな大型公共事業の温床となってきたのであり、道路特定財源の一般財源化をはかり、高速道路優先の道路行政をあらためることこそ、いま求められているのであります。

政府が昨年12月に閣議決定した道路特定財源の見直し、「一般財源化」では、不要な道路のムダづかいがなくなる保証はまったくありません。その中身は、「真に必要な道路整備は計画的に進める」としたうえで、一般財源化する範囲を、税収全体ではなく道路歳出を上回るものに限定するなど、道路建設推進の方針に変更はありません。

わが党提案の意見書案は、道路特定財源の一般財源化をはかり、高速道路優先の道路行政をあらためることを明確にし、一般国道や地方道、奥地道等の整備促進を強く要望するものであり、みなさんの賛同をお願いいたします。

自民、民主、公明提案の地方の道路整備の安定的財源確保に関する意見書案は、道路特定財源方式の存続を求めるものであり、賛成することは出来ません。

最後に、わが党提案の自衛隊による国民監視の中止を求める意見書(案)についてです。自衛隊の情報保全隊が全国各地で、団体や個人を対象とした違憲・違法の国民監視活動を行っていたことが、「内部文書」で明らかになりました。

これは、集会・結社や言論・表現の自由、思想・信条の自由、プライバシーを侵害する憲法違反の行為であり、自衛隊法にも根拠のない違法な活動であります。また、「政治的中立」「文民統制」という自衛隊の大原則にさえ違反するものであります。

いまこの問題に対して、政党関係者やマスコミ、知識人など広範な国民のみなさんからきびしい批判の声が上がっています。日本ペンクラブは、「取材行為の直接的及び将来にわたっての間接的検閲行為に他ならない」として、自衛隊の監視活動の中止を求めています。6月14日に東京で開かれた自衛隊の国民監視抗議集会には、民主党の横路孝弘衆院議員や平岡英夫衆院議員、社会民主党の保坂展人衆院議員も参加され、「憲法違反であり、すべての国民の問題である」と述べられています。

わが党の意見書案は、情報保全隊の活動の全容を明らかにするとともに、違憲・違法な国民監視活動を直ちに中止するよう強く求めるものであり、みなさんの賛同をお願いするものであります。以上で私の討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。

2007 年 6 月定例会 光永敦彦議員 議案討論 2007 年 7 月 3 日

日本共産党の光永敦彦です。議員団を代表し、ただいま議題となっております議案 13 件について、第 5 号議案・職員の退職手当に関する条例の一部改正、第 9 号議案・京都府財産条例の一部改正、第 10 号議案・警察本部組織条例の一部改正の議案 3 件について反対し、他の 10 件に賛成する立場から討論をいたします。

まず 2 号議案「京都府子育て支援条例」については、賛成するものですが、一言申し上げます。少子化は、日本の社会の未来にかかわる重大問題であり、その対策のため子育て支援を社会全体でおこなうことが必要です。本条例案は、京都府が子どもの権利を保障し、少子化対策や子育て支援策を今後いっそう推進することを大きな目的とした条例となっています。ただし、結婚や出産は個人の選択にゆだねられるべきことが前提であることは当然です。

また、子育て支援策の実施にあたっては、第一に、長時間労働や不安定雇用など雇用破壊を改善し、働くことと子育てが両立できる施策を行うこと、第二に、高い学費など保護者の経済的負担の軽減支援を行うこと、第三に、人間をおとしめ、粗末にする風潮に見られる日本社会の道義的危機への対策を行うことを求めるものであり、我が党はそのために全力をあげるものです。

なお、三点指摘しておきます。

第一は、子育ての主体についてです。

子育ては、本来自発的なものです。ところが本条例（案）では、保護者等に対し、「子育てについての第一義的責任を有する」と、ことさら強調しています。責任を果たしたくても果たせない客観的な条件にある保護者や、また子育て最中の保護者が孤立感を持つ現実などがあるにもかかわらず、地方自治体が、保護者等に対し子育ての第一義的責任を求めることになると、結果として保護者を追い込んでいく可能性があります。子育て支援は社会全体で行うべきものです。

第二に、「家族の絆」や「たくましく生きる力」など、多様な考え方の存在するものをあえて盛り込んでいることです。

子育てのあり方や家族のありようは多様であり、その考え方も多様であるだけに、解釈と運用にあたっては、京都府として特定の考えの押し付けとならないよう慎重にあつかうべきであると考えます。

第三に、子育て支援策における教育についてです。

子育て支援策を行う上で、地方自治体の役割は、社会教育法第三条で「環境を醸成するように努めなければならない」とあるとおり、条件・環境整備です。ところが条例案 18 条で「府は…必要な教育および啓発を行う」とされています。これは家庭や子育てのあり方等内心におよぶ可能性があるため、実施にあたっては内心の自由を保障した厳格な取り組みがされるよう求めるものです。

次に第 3 号議案「京都府鴨川条例」についてです。これまでからわが党議員団は、鴨川保全条例の制定や保全ゾーンの設定など繰り返し求めてきましたが、長年にわたる鴨川の保全を求める多くの府民のみなさんの運動などにより、今回条例が制定されることを歓迎するものであり賛成です。今後、この条例が、鴨川を愛する人々の期待と関心にこたえた実効あるものとなるよう、数点について、意見を述べておきます。

まず第一に、第 24 条で「知事は鴨川府民会議を開催する」としていますが、「府民協働の推進」のためにも、この府民会議には、鴨川を愛し、関心を持つ多くの府民が参加し、意見を述べるができるよう、公募制とすることや、またワーキンググループによる議論など、府民意見の聴取への積極的な取り組みを求めるものです。

第二は、鴨川の水質保全や治水対策、景観保全など、その多くが京都市の責任と権限に属するものであるだけに、これまでから議論してきたとおり、本来なら京都市との「府市協調条例」とすることが求められています。今後、保全区域での開発行為や上流域での開発問題、さらには下水道整備など水質悪化への対策など、美しい鴨川を未来の世代に引き継ぐために、京都市がふさわしい役割を発揮されるよう京都市への働きかけを求めておきます。

次に、第 5 号議案「職員の退職手当に関する条例一部改正」の件についてです。これは雇用保険法改正にともなうものですが、ワーキングプアや不安定な身分で働く労働者の労働条件が問題となっており、この改

善こそ必要であるにもかかわらず、今回の改正により、退職手当の適用に必要な在職期間をこれまで六ヶ月以上であったものを、十二ヵ月以上に延ばすなど、明らかに労働者に不利益をもたらすもので、反対です。

次に、第9号議案「京都府財産条例一部改正」の件についてです。住民共有の財産である庁舎や学校、公園、病院、保育所などの行政財産の貸付等を拡大し、土地や建物を民間事業者が営利活動に利用できることを可能にするものです。これにより、自治体本来の業務や住民サービスを後退させるもので、反対です。

次に第10号議案、「警察本部組織条例一部改正」についてです。

これは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行による条例改定ですが、重大な問題をはらんでいます。

第一に、これまで金融機関には、預金の中に犯罪や麻薬取引などで得たと疑われるものがあった場合、金融庁に届出が義務づけられていましたが、今後、この条例改正により、金融機関だけでなく、クレジット業者、宅建業者など数十万軒に及ぶといわれる企業や事業者にも、罰則付きで届出が義務付けられます。第二に、届出先は、金融庁から国家公安委員会、警察庁に変わることであります。

これにより、府民生活に密着した取引の記録の届け出が義務化され、プライバシーの侵害、業者と顧客の信頼関係を損ねさせるとともに、事業者に密告を強制することとなる恐れがあります。

警察は一切の情報を監視下に置き、義務に反した業者に対し、監督官庁の是正命令に意見を述べる権限や、立ち入り調査を行えることとなります。

これは、警察の調査名目による施設への立ち入り、検査・質問などが令状なしに実行できるもので、しかも拒否や忌避を犯罪とするなど警察権限を拡大し、深刻な権利侵害を起こす恐れがあります。

よってマナーロンダリング対策に名を借りた、国民の権利と自由を過度に制限する今回の条例改正には反対です。

最後に一言申し上げます。

今議会中、衆議院議員中川泰宏氏の違法・脱法まがいの行為が明らかとなり、調査がすすめられています。現在、明らかとなっているのは、南丹市八木町の自宅敷地の複数の建物をめぐり、永年にわたり、登記がされず不動産取得税や固定資産税の未払いが起り、また建築確認申請をせずに建築が始められていたこと、さらに普通河川中野谷川を無許可で占用し建物を建てていたことなどです。中川氏は、これまで八木町会議員、八木町長を歴任し、また現在、衆議院議員やJ A京都中央会会長などをつとめており、これらの事態は、およそ公人として看過することのできない重大な問題です。同時に、議会審議の中で、本府の対応の不十分さも指摘されたとおりであり、今後、全容の解明と法の厳格な適用にもとづく厳しい対応を求めるとともに、こうした事態が二度と起こらないよう再発防止を厳しく求めるものです。なお、中川氏は現在、自由民主党衆院選挙区第4支部長であり、自由民主党の責任も問われています。

さて、5日に閉会を迎える国会では、冒頭から政治と金の問題が大きな問題となり、国民の政治不信をかつてなく増大させるとともに、大きな批判の声が上がりました。さらに消えた年金問題が拍車をかけ、その上、自民党・公明党が、数の力で衆参合わせて二十回近い強行採決を行ったことは、まさに国民無視の暴走政治に他なりません。また、久間防衛大臣の原爆投下は「しょうがない」とする発言は、数十万人の尊い命が奪われた唯一の被爆国の大臣として、全く資格がありません。

参議院選挙公示を目前にして、安倍内閣の支持率が急落しているのは当然です。我が党は、政治不信の払拭、貧困打開、格差是正、民主主義と憲法9条を守るため、全力をあげることを表明し、私の討論を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

以上